

連載

介護・福祉現場の チカラを高める職場づくり



社会保険労務士
事務所テラス

倉 雅彦 所長
(ケアマネ)

§1 フレックスタイム制度の導入

法令順守だけでは
「良い職場」とは言えない

私は介護保険制度導入前から、福祉用具を取り扱う仕事に携わっていました。介護・福祉現場の実情を知る中で、就業環境や離職率の高さなどを目の当たりにし、近い将来担い手が少なくなる、担い手がいなくなる地域も出てくるのではないかと不安を感じました。

そうした思いを抱くうちに、社会保険労務士の資格を取得することで介護・福祉従事者の就業環境や待遇改善に役立つことができるのではないかと考えるようになりました。仕事をしながらの試験勉強は大変でしたが、勤務先のサポートもあって2009年度に合格することができました。

3年前に社会保険労務士として独立開業し、ケアマネ資格も生かしながら、介護・福祉現場の悩みや課題に対応しています。労務環境改善、処遇改善といっても、現場によって「労働環境」は異なります。法令順守は当然のことですが、ただ順守しているだけでは環境の良い職場とも言えません。

経営者と介護・福祉従事者がお互いにより良い人間関係を築きながら、両者が納得できる職場環境の整備につなげられるよう、具体例を交えて介護・福祉現場の特性を踏まえた職場づくりをご提案させていただきます。

ケース1:居宅介護支援事業所の 場合

増加する時間外
勤務・手当解消へ

ケアマネ5人を雇用する札幌市内の居宅介護支援事業所では、時間外勤務と時間外手当の増

加に課題を抱えていました。当該事業所の所定就業時間は午前9時～午後6時の実働8時間ですが、5人のケアマネはそれぞれ30人程度の利用者を担当しており、利用者やご家族の依頼を受けて午後6時以降に訪問することも多かったのです。

直近3カ月間の時間外勤務・手当は、①41時間・約5万4000円②47時間・約6万5000円③48時間・約6万6000円一で、毎日およそ2時間の時間外勤務となっていました。この時間外勤務は仕事に対するケアマネのモチベーションも低下させ、時間外手当の支給は経営的に重い負担となっていました。

利用者のご家族が帰宅する夜間にあわせてサービス担当者会議を開催しなければならないケースもあるなど、利用者やご家族の事情も考慮しながら、1日8時間の勤務時間内に効率良く仕事ができる方法を考えました。検討した結果、当該事業所に提案したのは「フレックスタイム制度」の導入です。午後6時以降に訪問を希望する利用者の担当ケアマネは、本人の希望に基づいて始業時刻を遅く変更できるようにしました。

フレックスタイム制度とは、一定期間で定めた総労働時間の範囲内で、職員が始業・終業時刻を選択して働くことができる制度です。例えば、ある日の勤務時間が8時間を超えて9時間となっても、賃金清算期間の実働が平均して40時間を超えなければ、その1時間は時間外とはなりません。

導入するためには一定の要件を満たし、就業規則の追加および変形労働制の労使協定を結ぶ必要はありますが、労働基準監督署への提出は不要です。職員には「利用者やご家族の都合も配慮しつつ、始業・終業時刻を調整できる制度を有効に活用して1日8時間で仕事をする」という継続的な意識付けが求められます。

「感情労働の職場」を
踏まえた就業時間に

フレックスタイム制度導入によって、これまで「時間“外”」となっていた勤務を「時間“内”」とすることができ、午後6時以降の利用者宅訪問時に発生していた時間外手当も大幅に削減できました。

ケアマネにとって時間外手当の支給はなくなりましたが、「1日の拘束時間が短くなる」という点では大きなメリットがありました。始業時刻を調整したあるケアマネは、「早めに出勤して仕事を終わらせ、友達と北海道日本ハムファイターズの野球観戦を楽しむことができ、気分転換できた」と話していました。介護・福祉現場は「感情労働の職場」です。自ら感情をコントロールすることが必要で、上手く感情をコントロールできなければ疲弊してしまうこともあるでしょう。

また、支援記録などの事務仕事を夕方から夜にかけて行ってしまい、つい話し込んで漫然と仕事をしてしまっている方もいるのではないのでしょうか。仕事の状況を見ながら出勤時間を早めることは、終業後にプライベートの時間を確保できるだけでなく、仕事の効率性を高めることにもつながります。

くら・まさひこ 1967年稚内市生まれ。稚内郵便局、日本ケアサプライ北海道支店、特殊衣料(札幌市西区)などを経て、2010年10月に札幌市内で社会保険労務士事務所テラス(SR-テラス)開業。福祉用具専門相談員、ケアマネ。ケアマネ業務に携わり、医療・福祉系専門学校で非常勤講師も務める。問い合わせは☎090-88971295、Eメールkura@email.plala.or.jp、ホームページhttp://www.sr-terrace.com/。経営者・総務担当者向けのメールマガジンを毎月発行(無料)しており、ホームページで登録申し込みを受け付けている。